

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の取消し

健康推進課

○ 漁船保険付保義務発生のための同意の認定

水産課

○ 指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

建築指導課

【公告】

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

耕地課

○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧

〃

○ 道路の位置の指定

建築指導課

【監査委員】

○ 外部監査人補助者の告示

監査事務局

【公安委員会】

○ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施

生活安全企画課

〃

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十八条第一項の規定によりその指定を取り消した。

平成二十六年五月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を取り消した医療機関

名 称

所在地

取消年月日

訪問看護ステーション夕星

倉敷市北畝二―三―四五ホワイトピア兼信一〇三号

平成二十六年一月三十一日

◎岡山県告示第三百九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

平成二十六年五月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 胸上加入区

玉野加入区

大島美の浜加入区

平成26年5月27日 岡山県公報 第11587号

◎岡山県告示第三百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年五月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社国際確認検査センター

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の追加

岡山支店・岡山県岡山市北区駅前町一―九―一五 明治安田生命岡山ビル

三 変更の年月日

平成二十六年五月十二日

一 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

二 変更の内容

1 住所の変更

新・東京都新宿区新宿一丁目八番一号

旧・東京都新宿区新宿二丁目一番二号

2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

東京事務所

新・東京都新宿区新宿一丁目八番一号 大橋御苑ビル六階

旧・東京都新宿区新宿二丁目一番二号 白鳥ビル二階

長崎事務所

新・長崎県長崎市万才町三番四号 長崎ビル八階

旧・長崎県長崎市万才町六番三三号 高木ビル五〇一号

沖縄事務所

新・沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号 沖縄県建設会館四階

旧・沖縄県浦添市字城間三〇一九番地 座波建設ビル三〇八号室

三 変更の年月日

平成二十六年五月二十六日

平成26年5月27日 岡山県公報 第11587号

(二五二) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成二十六年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住 所		理事
退任役員	就任役員	氏 名	氏 名	住 所	住 所	事 務
鏡野町小田土地改良区		寺岡 孝	寺岡 孝	苦田郡鏡野町小座一五七		理事
		杉本 正徳		〃 〃 五二八―六		〃
		東榎 繁正		〃 〃 六四四		〃
		池田 洋次	池田 洋次	〃 〃 一三四二―二		〃
		本山 紘司	本山 紘司	〃 〃 一六四三		〃
		牧本 福吉		上森原三三三―二		〃
		高田 昇		〃 〃 五八〇		〃
		池田 守		〃 〃 六四一		〃
		居森 啓吉	居森 啓吉	〃 〃 三二		〃
		高鳥 益栄	高鳥 益栄	下森原三三一―一		〃
		中西 恵		馬場八〇〇		〃
		高田 新一	高田 新一	上森原四八〇		〃
		松本 吉則	松本 吉則	馬場一四〇		〃
		中西 廣正		塚谷五一八―一		〃
		田淵 克典		〃 〃 五七六		〃
		田淵 卓也	田淵 卓也	〃 〃 九七五		〃
		山本 宗弘		小座一〇〇四		監事
		居森 徳二		上森原一五五―二		〃
		本田 栄	本田 栄	馬場一五八		〃
		宗森 信男		塚谷九三九―一		〃
		杉本 正徳		小座五二八―六		〃

平成26年5月27日 岡山県公報 第11587号

〔二五三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあつた新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十六年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区理事長

二 地区名

丘3番川（農業基盤整備促進（農業用排水施設）事業）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

平成二十六年五月二十七日から同年六月十七日まで

五 縦覧の場所

備前県民局農林水産事業部

平成26年5月27日 岡山県公報 第11587号

〔二五四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メ ー ト ル)	道 路 の 延 長 (メ ー ト ル)
岡山県指令備前局 建第一一九号 平成二十六年五月 十九日	備前市日生町寒河字東新田二一六三 番五、字山手二一六八番五	六・〇〇〇 六・五一	一四五・八 〇

平成26年5月27日 岡山県公報 第11587号

◎岡山県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、協議が調った、包括外部監査人井上信二が岡山県と平成二十六年四月一日に締結した包括外部監査契約に基づいて行う監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間は、次のとおりである。

平成二十六年五月二十七日

岡山県監査委員 西岡聖貴
 岡山県監査委員 神宝謙一
 岡山県監査委員 與田統充
 岡山県監査委員 佐藤由美子

氏名	住所	期間
青木靖英	岡山市北区栢谷一〇〇五番地一	平成二十六年五月二十七日から 平成二十七年三月三十一日まで
奥田講平	茨木市舟木町六番二六号	
蒲生武志	宝塚市中山台二丁目四番一〇号	
黄壽容	七 京都市山科区御陵上御廟野町七番地	
川端謙太	川西市萩原台西三丁目三三二番地	
大下俊樹	岡山市北区岡町一七番二二号	

平成26年5月27日 岡山県公報 第11587号

◎岡山県公安委員会告示第七十二号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十六年五月二十七日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

1 トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。)

日 時	場 所
平成二十六年七月一日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十六年七月三日(木) 午後一時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年七月七日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年七月九日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十六年七月十一日(金) 午後一時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年七月十四日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年七月十六日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十六年七月二十一日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年八月四日(月) 午前十時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十六年八月五日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十六年八月十一日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年八月十三日(水)	岡山市北区御津下田六二九

平成26年5月27日 岡山県公報 第11587号

2 フィールドトラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が五メートルであるものをいう。）

日	時	場	所
平成二十六年七月二日（水）	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十六年七月四日（金）	午前九時		
平成二十六年七月七日（月）	午前九時		

平成二十六年八月十八日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十六年八月二十日（水）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
平成二十六年八月二十二日（金）	午後一時		
平成二十六年八月二十五日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十六年八月二十七日（水）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
平成二十六年九月一日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十六年九月三日（水）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
平成二十六年九月八日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十六年九月十一日（木）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
平成二十六年九月十五日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十六年九月十七日（水）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
平成二十六年九月二十二日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十六年九月二十五日（木）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
平成二十六年九月二十九日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
	午後一時	岡山県クレ―射撃場	

平成26年5月27日 岡山県公報 第11587号

平成二十六年七月九日(水) 午前九時	平成二十六年七月十一日(金) 午前九時	平成二十六年七月十四日(月) 午前九時	平成二十六年七月十六日(水) 午前九時	平成二十六年七月十七日(木) 午後一時	平成二十六年七月十八日(金) 午前九時	平成二十六年七月二十三日(水) 午前九時	平成二十六年七月二十五日(金) 午前九時	平成二十六年七月二十八日(月) 午前九時	平成二十六年七月三十日(水) 午前九時	平成二十六年八月一日(金) 午前九時	平成二十六年八月四日(月) 午前九時	平成二十六年八月六日(水) 午前九時	平成二十六年八月八日(金) 午前九時	平成二十六年八月十八日(月) 午前九時	平成二十六年八月二十日(水) 午前九時	平成二十六年八月二十一日(木) 午後一時	平成二十六年八月二十二日(金) 午前九時	平成二十六年八月二十五日(月) 午前九時	平成二十六年八月二十七日(水) 午前九時
				備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場								備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場						

平成26年5月27日 岡山県公報 第11587号

3 スキート射撃（クレイがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

日	時	場	所
平成二十六年七月一日（火）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレイ射撃場
平成二十六年七月三日（木）	午後一時		
平成二十六年七月四日（金）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇一	倉敷国際射撃場
平成二十六年八月二十九日（金）	午前九時		
平成二十六年九月一日（月）	午前九時		
平成二十六年九月三日（水）	午前九時		
平成二十六年九月五日（金）	午前九時		
平成二十六年九月八日（月）	午前九時		
平成二十六年九月十日（水）	午前九時		
平成二十六年九月十二日（金）	午前九時		
平成二十六年九月十七日（水）	午前九時		
平成二十六年九月十八日（木）	午後一時	備前市大内一〇〇四一二	備前射撃場
平成二十六年九月十九日（金）	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十六年九月二十二日（月）	午前九時		
平成二十六年九月二十四日（水）	午前九時		
平成二十六年九月二十六日（金）	午前九時		
平成二十六年九月二十九日（月）	午前九時		

平成26年5月27日 岡山県公報 第11587号

平成二十六年七月九日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十六年七月十一日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年七月十六日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十六年七月十八日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年七月二十五日(金) 午前十時	
平成二十六年八月一日(金) 午前十時	
平成二十六年八月五日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十六年八月八日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年八月十三日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十六年八月十五日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年八月二十日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十六年八月二十二日(金) 午後一時	
平成二十六年八月二十二日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年八月二十七日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十六年八月二十九日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年九月三日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十六年九月五日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年九月十一日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十六年九月十二日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

平成二十六年九月十七日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十六年九月十九日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十六年九月二十五日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十六年九月二十六日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 二通
- (2) 写真 二枚(提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のラ
イカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日を含め定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。
なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。
- 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

平成26年5月27日 岡山県公報 第11587号

◎岡山県公安委員会告示第七十三号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、
次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十六年五月二十七日

岡山県公安委員会

- 一 使用銃種
ライフル銃
- 二 講習の日時及び場所

日	時	場 所
平成二十六年七月一日(火) 午前九時		真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十六年七月三日(木) 午前九時		
平成二十六年七月八日(火) 午前九時		
平成二十六年七月十日(木) 午前九時		
平成二十六年七月十五日(火) 午前九時		岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
平成二十六年七月十五日(火) 午前九時		真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十六年七月十七日(木) 午前九時		
平成二十六年七月二十二日(火) 午前九時		
平成二十六年七月二十四日(木) 午前九時		
平成二十六年七月三十一日(木) 午前九時		
平成二十六年八月五日(火) 午前九時		
平成二十六年八月七日(木) 午前九時		
平成二十六年八月十九日(火) 午前九時		岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 二通
- (2) 写真 二枚（提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のラ
イカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前（その日が岡山県の休日を含め定める条例（平

平成二十六年八月十九日（火） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十六年八月二十一日（木） 午前九時	
平成二十六年八月二十六日（火） 午前九時	
平成二十六年八月二十八日（木） 午前九時	
平成二十六年九月二日（火） 午前九時	
平成二十六年九月四日（木） 午前九時	
平成二十六年九月九日（火） 午前九時	岡山市北区御津伊田二三九一 御津ライフル射撃場
平成二十六年九月十一日（木） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十六年九月十六日（火） 午前九時	
平成二十六年九月十八日（木） 午前九時	
平成二十六年九月二十五日（木） 午前九時	
平成二十六年九月三十日（火） 午前九時	

成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。
- 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。